

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1966

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

2025年新年挨拶



経済政策、裏金権政治への怒りが自公政権を衆議院で少数与党に追い込みました。消費税減税、インボイス廃止など、わたしたちの運動に新たな展望が開きそうです。今年夏の参議院選挙で野党共闘が前進すれば、政治を国民の手に取り戻す決定的なチャンスになります。

地域経済、地域農業を守り発展させるため、会員の皆さんと力を合わせてがんばります。



阿賀野民主商工会 役員、事務局員一

自主計算・自主申告に向けて

いよいよ確定申告の時期が迫ってきました。自主計算で、記帳もれがないようにしましょう。

さて、売上の注意点ですが、(例) 令和6年度内締め請求書で、翌年令和7年1月以降に入金される金額は、令和6年の売上となります。消費税申告の絡みもありますので、お忘れなく。

仕入れ等、材料の棚卸し・仕掛品なども年末でどのくらいあるのかを計算しておきましょう。

年末調整の納付期限と書類提出期限

- 納付期限 1月20日 (納期特例申請書提出者)
- 書類提出 1月31日まで

源泉徴収票の交付・法定調書(支払報告書等)・給与支払報告書

2025年度

阿賀野市予算及び市政への要望



12月に行う予定だった阿賀野市との懇談は1月15日午後2時からとなりました。

よって、15日(水)の午後からは事務所を留守にします。(3時30分頃まで)

減価償却について

経営上、必要とする建物、機械などの資産で取得価格10万円以上のもは減価償却となります。10万円以上20万円未満のものについては、一括償却資産として取得価格の3分の1相当金額を3年間で均等償却することができます。

青色申告の少額減価償却資産の

取得価格の必要経費算入の特例

- 30万円未満の減価償却資産の取得価格金額(合計300万円まで)を経費算入。措法28の2
- 30万円未満の「取得資産」を即時償却する場合。収支内訳書の減価償却摘要欄に「措法28の2」と記載

譲渡所得「事業用資産」について

個人事業主で、事業用の資産を売却・下取りにされた場合は譲渡所得となります。消費税申告している方は、譲渡した資産について課税売上となります。

経費の按分と自家消費について

経費で光熱費や通信費、税金、消耗品、交際費等で営業と自宅・個人使用が混じっていることがあります。

その場合は使用割合で支出を按分する必要があります。

また仕入れたもの等を自家消費した場合、仕入れ相当額を売上計上しなければなりません。

労働保険事務組合より

労働保険3期分の口座振替・現金納付は左記の通りとなります。

- 口座振替 1月31日
- 現金納付 1月31日

振替および納入通知のお知らせは14日以降に発送します。

